

2025 年 10 月

令和 7 年台風第 22 号に伴う災害により被害を受けられました皆様へ

SBI 常口セーフティ少額短期保険株式会社

令和 7 年台風第 22 号に伴う災害により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆様からお申し出があった場合、下記の特別措置を講じてご対応させていただきます。

1. 保険料払込猶予期間の特別措置

お客様のお申し出により、一定期間の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

2. 保険金の迅速なお支払いの特別措置

お客様のお申し出により、保険金請求に必要な書類の一部を省略することにより、簡便かつ迅速なお取扱いをいたします。

特別措置の適用をご希望のご契約者様は、下記のダイヤルまでお問合せください。

0120-889-212 （フリーダイヤル 土日祝を除く 午前 9 時～午後 5 時 00 分）

011-271-8816 （土日祝を除く 午前 9 時～午後 5 時 00 分）

災害救助法適用地域と法適用日

適用地域		法適用日
東京都	島しょ利島村（とうしょとしまむら） 島しょ新島村（とうしょにいじまむら） 島しょ神津島村（とうしょこうづしまむら） 島しょ三宅村（とうしょみやけむら） 島しょ御蔵島村（とうしょみくらじまむら） 島しょ八丈町（とうしょはちじょうまち） 島しょ青ヶ島村（とうしょあおがしまむら）	2025 年 10 月 8 日

以上